

【概要】大分県立大分豊府中学校の入学定員について(学則改正)

改正の背景

- ① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第14号。同年4月1日施行)に、小学校の学級編制の標準を令和7年度まで段階的に引き下げることが明記される。
- ② 令和6年12月24日の財務大臣と文部科学大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」に、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うことが明記される。
- ③ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)に、政府は公立の中学校の学級編制の標準を令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置を講ずるように明記される。
- ④ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第7号。同年4月1日施行)に、中学校の学級編制の標準を引き下げることが明記される。

改正理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の一部改正に伴い、県立大分豊府中学校(以下「豊府中学校」という。)において1学級の生徒数を35人に引き下げ、同校の定員を改めるとともに、その他所要の改正を行うため。

主な改正内容

- 1 豊府中学校の各学年の定員(第2条関係)
 - ・ 各学年の定員を「120人」→「105人」とする。
 - ※ 各学年の定員については経過措置を設け、段階的に引下げを行う(下表のとおり)。
- 2 その他所要の改正
 - ・ 第5条第3項中「(以下「教育委員会」という。)」を削る。
 - ・ 第2号様式中「かたく」を「堅く」に、「すべて」を「全て」に改める。

施行期日

令和9年4月1日

【豊府中学校における各学年の定員(年度別)】

期間	定員			
	第1学年	第2学年	第3学年	計
令和9年度	<u>105人</u>	120人	120人	<u>345人</u>
令和10年度	<u>105人</u>	<u>105人</u>	120人	<u>330人</u>
令和11年度～	<u>105人</u>	<u>105人</u>	<u>105人</u>	<u>315人</u>

第一号議案

大分県立中学校学則の一部改正について

大分県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年八月七日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県立中学校学則の一部を改正する規則

大分県立中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の大分県立大分豊府中学校の項中「一二〇人」を「一〇五人」に、「三六〇人」を「三一五人」に改める。

第五条第三項中「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第二号様式中「さびへ」を「燗へ」に、「ふんべ」を「吟べ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大分県立大分豊府中学校の生徒の定員は、次の表の上欄に掲げる期間においては、改正後の第二条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる定員とする。

期 間	定 員			
	第一学年	第二学年	第三学年	計
令和九年四月一日 から令和十年三月 三十一日まで	一〇五人	一二〇人	一二〇人	三四五人
令和十年四月一日 から令和十一年三 月三十一日まで	一〇五人	一〇五人	一二〇人	三三〇人

提案理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部改正に伴い、県立大分豊府中学校において一学級の生徒数を三十五人に引き下げ、同校の定員を改めるとともに、その他所要の改正を行いたいので提案する。

○ 大分県立中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行																																						
第一条（略） （名称及び生徒の定員） 第二条 中学校の名称及び生徒の定員は、次表のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th colspan="4">定 員</th></tr><tr><th>第一学年</th><th>第二学年</th><th>第三学年</th><th>計</th></tr><tr><td>大分県立大分豊府中学校</td><td>一〇五人</td><td>一〇五人</td><td>一〇五人</td><td>三一五人</td></tr><tr><td>大分県立学びヶ丘中学校</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr></table> 備考 大分県立学びヶ丘中学校の生徒の定員は、定めないものとする。 第三条・第四条（略） （学年及び学期） 第五条（略） 2（略） 3 校長は、前項の規定にかかわらず、学年を分けて、前学期及び後学期の二学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ、大分県教育委員会に届け出なければならない。 第六条（第二十条）（略） 第一号様式（略） 第二号様式（第十二条関係）	名 称	定 員				第一学年	第二学年	第三学年	計	大分県立大分豊府中学校	一〇五人	一〇五人	一〇五人	三一五人	大分県立学びヶ丘中学校	―	―	―	―	第一条（略） （名称及び生徒の定員） 第二条 中学校の名称及び生徒の定員は、次表のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th colspan="4">定 員</th></tr><tr><th>第一学年</th><th>第二学年</th><th>第三学年</th><th>計</th></tr><tr><td>大分県立大分豊府中学校</td><td>一二〇人</td><td>一二〇人</td><td>一二〇人</td><td>三六〇人</td></tr><tr><td>大分県立学びヶ丘中学校</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr></table> 備考 大分県立学びヶ丘中学校の生徒の定員は、定めないものとする。 第三条・第四条（略） （学年及び学期） 第五条（略） 2（略） 3 校長は、前項の規定にかかわらず、学年を分けて、前学期及び後学期の二学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。 第六条（第二十条）（略） 第一号様式（略） 第二号様式（第十二条関係）	名 称	定 員				第一学年	第二学年	第三学年	計	大分県立大分豊府中学校	一二〇人	一二〇人	一二〇人	三六〇人	大分県立学びヶ丘中学校	―	―	―	―
名 称		定 員																																					
	第一学年	第二学年	第三学年	計																																			
大分県立大分豊府中学校	一〇五人	一〇五人	一〇五人	三一五人																																			
大分県立学びヶ丘中学校	―	―	―	―																																			
名 称	定 員																																						
	第一学年	第二学年	第三学年	計																																			
大分県立大分豊府中学校	一二〇人	一二〇人	一二〇人	三六〇人																																			
大分県立学びヶ丘中学校	―	―	―	―																																			

第2号様式(第12条関係)

姓	名	姓	名
年 月 日		年 月 日	
人分県立 中学校長 殿		年 第 氏 名	

上記の者の在学中、教育方針に違ひ、諸規則を堅く守らざるときは、本人に課する金の責任を負うことを誓います。

保証人 氏 名 所 ①

保証人 氏 名 所 ②

保証人 氏 名 所 ③

保証人 氏 名 所 ④

保証人 氏 名 所 ⑤

保証人 氏 名 所 ⑥

保証人 氏 名 所 ⑦

保証人 氏 名 所 ⑧

保証人 氏 名 所 ⑨

保証人 氏 名 所 ⑩

保証人 氏 名 所 ⑪

保証人 氏 名 所 ⑫

保証人 氏 名 所 ⑬

保証人 氏 名 所 ⑭

保証人 氏 名 所 ⑮

保証人 氏 名 所 ⑯

保証人 氏 名 所 ⑰

保証人 氏 名 所 ⑱

保証人 氏 名 所 ⑲

保証人 氏 名 所 ⑳

保証人 氏 名 所 ㉑

保証人 氏 名 所 ㉒

保証人 氏 名 所 ㉓

保証人 氏 名 所 ㉔

保証人 氏 名 所 ㉕

保証人 氏 名 所 ㉖

保証人 氏 名 所 ㉗

保証人 氏 名 所 ㉘

保証人 氏 名 所 ㉙

保証人 氏 名 所 ㉚

保証人 氏 名 所 ㉛

保証人 氏 名 所 ㉜

保証人 氏 名 所 ㉝

保証人 氏 名 所 ㉞

保証人 氏 名 所 ㉟

保証人 氏 名 所 ㊱

保証人 氏 名 所 ㊲

保証人 氏 名 所 ㊳

保証人 氏 名 所 ㊴

保証人 氏 名 所 ㊵

保証人 氏 名 所 ㊶

保証人 氏 名 所 ㊷

保証人 氏 名 所 ㊸

保証人 氏 名 所 ㊹

保証人 氏 名 所 ㊺

保証人 氏 名 所 ㊻

保証人 氏 名 所 ㊼

保証人 氏 名 所 ㊽

保証人 氏 名 所 ㊾

保証人 氏 名 所 ㊿

注 氏名を記載し、押印することにより、目録することができる。

第二号様式の二ノ第七号様式 (略)

第2号様式(第12条関係)

姓	名	姓	名
年 月 日		年 月 日	
人分県立 中学校長 殿		年 第 氏 名	

上記の者の在学中、教育方針に違ひ、諸規則を堅く守らざるときは、本人に課する金の責任を負うことを誓います。

保証人 氏 名 所 ①

保証人 氏 名 所 ②

保証人 氏 名 所 ③

保証人 氏 名 所 ④

保証人 氏 名 所 ⑤

保証人 氏 名 所 ⑥

保証人 氏 名 所 ⑦

保証人 氏 名 所 ⑧

保証人 氏 名 所 ⑨

保証人 氏 名 所 ⑩

保証人 氏 名 所 ⑪

保証人 氏 名 所 ⑫

保証人 氏 名 所 ⑬

保証人 氏 名 所 ⑭

保証人 氏 名 所 ⑮

保証人 氏 名 所 ⑯

保証人 氏 名 所 ⑰

保証人 氏 名 所 ⑱

保証人 氏 名 所 ⑲

保証人 氏 名 所 ⑳

保証人 氏 名 所 ㉑

保証人 氏 名 所 ㉒

保証人 氏 名 所 ㉓

保証人 氏 名 所 ㉔

保証人 氏 名 所 ㉕

保証人 氏 名 所 ㉖

保証人 氏 名 所 ㉗

保証人 氏 名 所 ㉘

保証人 氏 名 所 ㉙

保証人 氏 名 所 ㉚

保証人 氏 名 所 ㉛

保証人 氏 名 所 ㉜

保証人 氏 名 所 ㉝

保証人 氏 名 所 ㉞

保証人 氏 名 所 ㉟

保証人 氏 名 所 ㊱

保証人 氏 名 所 ㊲

保証人 氏 名 所 ㊳

保証人 氏 名 所 ㊴

保証人 氏 名 所 ㊵

保証人 氏 名 所 ㊶

保証人 氏 名 所 ㊷

保証人 氏 名 所 ㊸

保証人 氏 名 所 ㊹

保証人 氏 名 所 ㊺

保証人 氏 名 所 ㊻

保証人 氏 名 所 ㊼

保証人 氏 名 所 ㊽

保証人 氏 名 所 ㊾

保証人 氏 名 所 ㊿

注 氏名を記載し、押印することにより、目録することができる。

第二号様式の二ノ第七号様式 (略)